

これならわかる iDeCo (イデコ) 第 4 回

2017 年 2 月 8 日

全 3 頁

iDeCo (イデコ) のしくみ (3)

受け取り方法は自由に設計、様々な機関によるサポート体制

金融調査部 研究員 佐川 あぐり

第 3 回では、iDeCo の資産運用の仕組みについて解説しました。第 4 回は、④年金資産の受け取り、iDeCo 制度のサポート体制、について解説します。

④年金資産の受け取りについて (老齢給付金)

iDeCo で積み立てた年金資産は、60 歳から受け取ることができます。ただし、60 歳時点で加入していた期間 (通算加入者等期間¹) が 10 年以上であることが条件です。10 年に満たない場合は、61 歳から 65 歳までの間に受給開始が可能となります (図表 1)。遅くとも 70 歳までには受給を開始しなくてはなりません、基本的には 60 歳から 70 歳の間であれば、いつでも自由に受け取りを開始することができます。

図表 1 iDeCo の受給開始年齢

通算加入者等期間	10年以上	8年以上 10年未満	6年以上 8年未満	4年以上 6年未満	2年以上 4年未満	1ヵ月以上 2年未満
受給開始年齢	60歳から	61歳から	62歳から	63歳から	64歳から	65歳から

(出所) 国民年金基金連合会のウェブサイトを参考に大和総研作成

受け取りの開始時期を決定したら、受け取り方法も選択します。受け取り方法は「年金」「一時金」「年金と一時金の併用」という方法から選択できます²。「年金」の場合は、受け取りの期間 (5 年以上 20 年以内で選択可能な範囲) と受け取りの回数を指定し、定期的に受け取ることができます (終身年金としての受け取りが可能な場合もあります)。

¹ iDeCo および企業型 DC (確定拠出年金) における加入者・運用指図者 (掛金の拠出を行わず、運用の指図のみを行う人) の期間の合算です。

² 加入の申し込みをした金融機関等 (運営管理機関) によって異なる場合もあるので、確認が必要です。

このように、年金資産の受け取りについて、開始時期、その方法、期間、回数などを自由に選択できることは iDeCo のメリットの1つといえます。例えば、60歳で定年退職後、65歳で公的年金の支給が開始されるまでの5年間に iDeCo の資産を受け取ることができますし、60歳以降に働きながらの受給も可能です。また、忘れてならないのが税制上のメリットです。年金で受け取る場合には公的年金等控除、一時金で受け取る場合には退職所得控除³という制度があります。

なお、受け取りのタイミングにかかわらず、iDeCo では60歳を過ぎてから掛金の拠出はできませんが、残る資産については運用を続けることができます。前回の運用の仕組みで解説したように、60歳以降に受け取りを開始してからは安全性を重視した運用内容とするなど、必要に応じて運用の見直しを行うことも必要です。

ただし、次のような注意点があります。受け取り開始後に残る資産の運用中にも口座管理料等は発生します。また、年金として受け取る場合にも、その都度給付にかかる手数料が発生するため、支給回数が増えるほど手数料もかかることとなります。さらに、受け取り方法によって税制優遇制度の内容が異なるため、受けられる税制メリットの効果が変わってくることに注意が必要です。これらの注意点については、次回以降、詳しく解説します。

障害給付金、死亡一時金

iDeCo では、老齢給付金以外に、障害給付金、死亡一時金として受け取ることもできます。障害給付金は、傷病によって一定以上の障害の状態となった場合、傷病が続いた状態で一定期間（1年6カ月）を経過したときに受給可能となります（年金または一時金）。死亡一時金は、加入者が死亡した時に、遺族が一時金として受け取ります。また、年金を受給中に死亡した場合でも、遺族が一時金として残額を受け取ることが可能です。

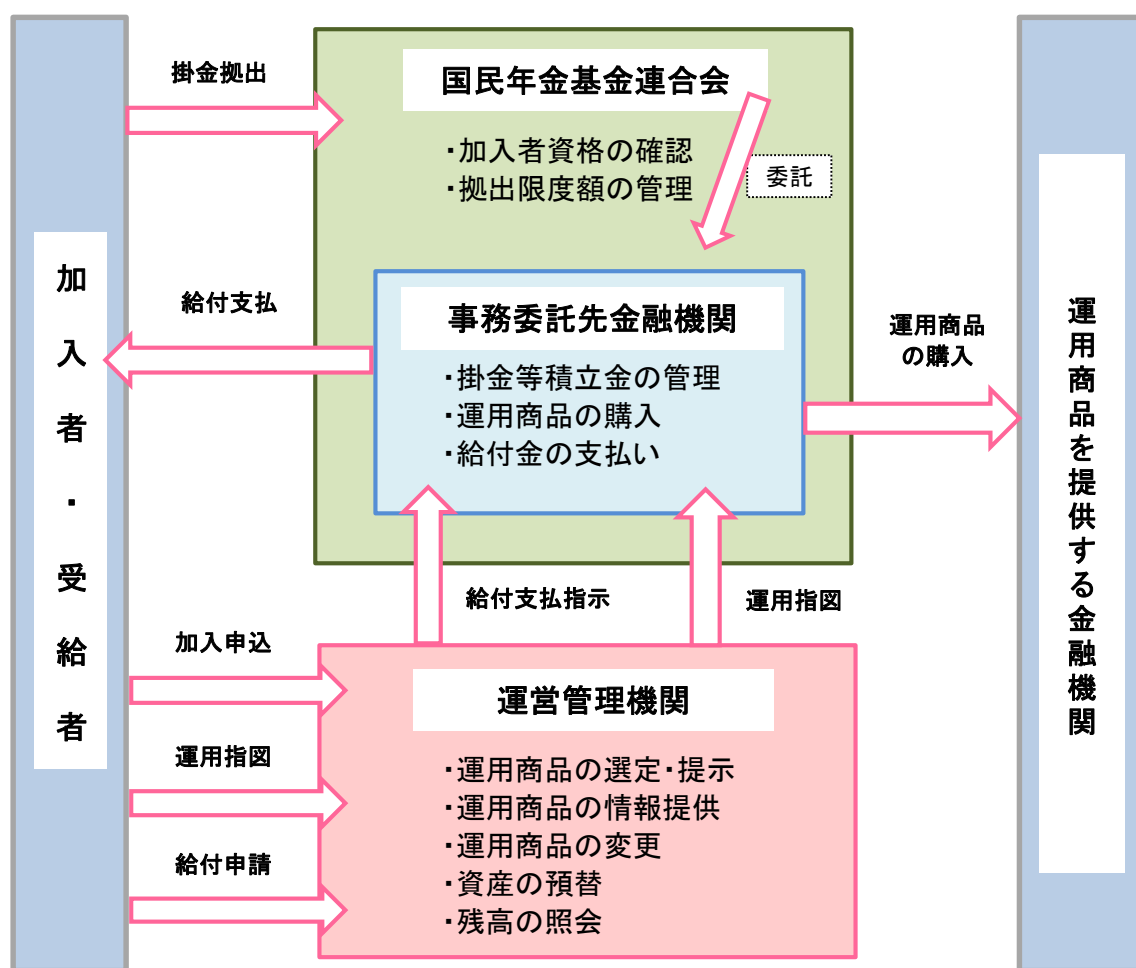
iDeCo 制度のサポート体制

年金資産の受け取りは、60歳以降に年金を受け取る権利（受給権）を得たら、加入者自身が加入の申し込みをした金融機関等で受け取り（給付）の申請を行います。iDeCo ではこの金融機関等を「運営管理機関」といいます。運営管理機関は、加入申込や年金資産の給付申請の際だけでなく、運用期間中の運用指図（運用商品と掛金配分の選択）や運用内容の変更指示も含め、加入者にとって iDeCo に関する様々な問い合わせの窓口となります。そのため、加入する際には運営管理機関の選択がとても重要になります。

³ 専業主婦（夫）も退職所得控除の制度を利用できます。

また、iDeCo は運営管理機関の他にも、国民年金基金連合会や事務委託先金融機関（信託銀行など）など、複数の機関が関わって制度が成り立っています。例えば、加入申込は運営管理機関で行いますが、iDeCo の実施主体である国民年金基金連合会が、加入者の加入資格確認や拠出限度額の管理を行っています。また、加入者が拠出する掛金は、国民年金基金連合会の委託する事務委託先金融機関が、加入者個別の資産として管理しています。万が一、運営管理機関が破綻した場合でも、加入者の年金資産は保全されるような仕組みになっています。

図表 2 iDeCo の運営にかかるサポート体制



(出所) 厚生労働省ウェブサイトを参考に大和総研作成

以上